

監査公表第14号

平成24年3月30日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年6月29日

福島県監査委員 青木 稔
 福島県監査委員 亀岡 義尚
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 高野 宏之
 24財第283号
 平成24年4月27日

福島県監査委員 青木 稔
 福島県監査委員 亀岡 義尚
 福島県監査委員 美馬 武千代
 福島県監査委員 高野 宏之

福島県知事 佐藤 雄平 印

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成24年3月14日付け23福監第168号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

財政的援助等監査に係る措置状況について

1. 監査対象法人等 公立大学法人福島県立医科大学
2. 所管部局 総務部
3. 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 収益の計上に適正でないものがある。</p> <p>「事実」 医療費の自己負担等に係る未収金額の計算を誤ったため、附属病院収益が26,827,409円過大に計上されている。</p> <p>「是正、改善等の意見」 収益の計上に当たっては、チェック機能を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>指摘のあった病院収益の過大計上については、月末の未収計上の際に一部二重計上となっていたことに原因があったことから、二重計上の防止について文書で職員に周知徹底するとともに、複数職員によるチェックなどの体制を整備しました。</p> <p>これにより、毎月繰り返されていた未収金の二重計上問題については、平成23年11月以降適正に処理しました。</p> <p>医業収益の計上が適正に行われるよう、チェック機能を強化してまいります。</p>
<p>「指摘事項」 修繕工事の発注事務及び工事請負契約後の事務処理に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 附属病院棟地下1階栄養管理下処理室の修繕工事について、一括で発注すべきところ5分割し、単独随意契約により発注している。 2 工事請負について、請負契約書及び福島県工事請負契約約款に基づき請負者が提出しなければならない下請通知書、現場代理人及び主任技術者等通知書、施行計画書等の提出が無いまま工事完了しているものが多数ある。 <p>「是正、改善等の意見」 業務の執行に当たっては、内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に係る単独随意契約については、平成24年1月契約分から単独随意契約の適用基準を10万円未満に引き下げるとともに、法人内部に設置した契約等審査委員会で契約状況を確認することとしました。 2 工事請負契約に伴い、契約相手方が提出することとなっている仕様書に基づく書類、契約履行に関する書類等については、平成23年12月から建築関係工事業務適用基準集5-3-2提出書類の一覧表により、提出確認を行うこととしました。 <p>修繕工事の発注事務及び工事請負契約後の事務処理が適正に行われるよう、内部牽制機能を強化してまいります。</p>

（監査総務課）